

令和4年8月29日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

議会運営委員会

委員長 富 永 三 千 敏

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和4年第3回魚沼市議会定例会について
(2) 令和3年度魚沼市各会計決算の審査について
(3) 閉会中の所管事務調査について
(4) 議員派遣について
(5) その他

- 2 調査の経過 8月29日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
令和4年第3回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和4年第3回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。
また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。
その他で、本会議の説明員については、本定例会に限り必要に応じて、担当課長が出席し、答弁することを可能とすることにした。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

- (1) 令和4年第3回魚沼市議会定例会について
- (2) 令和3年度魚沼市各会計決算の審査について
- (3) 閉会中の所管事務調査について
- (4) 議員派遣について
- (5) その他

2 日 時 令和4年8月29日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 大桃俊彦、大平恭児、富永三千敏、渡辺一美、佐藤 肇、森島守人
(関矢孝夫議長)

5 欠席委員 志田 貢

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 佐藤議会事務局長、和田議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

富永委員長 志田委員から欠席の申し出がありましたので報告します。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。これより議事に入ります。

(1) 令和4年第3回魚沼市議会定例会について

富永委員長 日程第1、令和4年第3回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。(1) 付議事件について、執行部から説明をお願いいたします。

内田市長 付議事件につきましては、お手元に配付の事件一覧のとおりであります。また、報告案件についても配付資料のとおりであります。詳細につきましては、総務政策部長から説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

桑原総務政策部長 それでは、お手元の付議事件一覧を基に、順次ご説明申し上げます。まず、事件番号1番から事件番号9番までにつきましては、令和3年度の一般会計及び4つの特別会計並びに4つの企業会計を合わせた9つの各会計の決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いします。

るものであります。

次に、事件番号 10 番及び事件番号 11 番につきましては、各会計の現計予算に追加や変更等を加える予算の補正について、それぞれ議決をお願いするものであります。

事件番号 10 番、令和 4 年度魚沼市一般会計補正予算第 3 号についてご説明申し上げます。当該補正予算の概要であります。現時点で見込んでいる主なものといたしましては、新型コロナ対策及び燃料・物価高騰対策に関連するものとして、オミクロン株対応の新型コロナワクチン接種経費の追加をはじめ、再生可能エネルギー普及促進事業補助金の補助内容引上げ、省エネルギー設備等更新支援事業補助金の不足見込み分、また、小中学校給食賄材料費不足見込み分、私立保育園給食材料高騰対策補助金の追加などの計上を予定しております。

このほかには、薬師スキー場ペアリフト建設工事費を追加するとともに、寿和温泉露天風呂改修工事費の継続費設定に伴う今年度事業費分の減額を予定しているほか、特定空家除却工事費の追加、そして、7 月 26 日及び 8 月 4 日の大雨による農地農業用施設及び林業施設の災害復旧経費などの計上を予定しております。加えまして、前年度決算収支による繰越金の確定による財政調整基金の積立を含む一連の増額などとともに、財源の調整・変更を含めた内容を、補正予算として歳入歳出それぞれ 7 億 3,700 万円の追加補正をお願いする予定としております。このうち、薬師スキー場ペアリフト建設工事及び寿和温泉露天風呂改修工事につきましては、事業完了が来年度になることから、いずれも継続費の設定につきましても併せてお願いすることとしております。

なお、今回の補正予算の財源としては、新型コロナワクチン接種対策費国庫補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時特別交付金、また、前年度繰越金などを計上することとしております。

次に、事件番号 11 番、令和 4 年度魚沼市介護保険特別会計補正予算第 1 号の概要であります。前年度会計の決算に伴う歳入・歳出の追加であります。その内容といたしましては、前年度繰越額の確定により歳入側で増額分を追加し、併せて、地域支援事業費交付金の不足分に係る一般会計繰入金を追加するとともに、歳出側では、前年度事業費の確定に伴い、国、県及び社会保険診療報酬支払基金から本市に支払われた交付金等の精算により返還額が生じたため、これを償還金として追加し、併せて、この額と歳入追加額との差額分を介護保険給付等準備基金への積立金として追加するものであります。これら一連の増額とともに、財源の調整・変更を含めた内容を、第 1 号補正予算として歳入歳出それぞれ 2 億 1,050 万円の追加補正をお願いする予定としております。

続きまして、事件番号 12 番、魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号 13 番、魚沼市税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税における上場株式の配当所得に係る課税方式を見直すことなど、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号 14 番、魚沼市医師等修学資金貸与条例の一部改正につきましては、市内における医療従事者を確保するため、修学資金の貸与を受ける者の資格要件を拡充することとして、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号 15 番、小出郷文化会館屋根・屋上防水改修工事請負契約の締結について及び、事件番号 16 番、堀之内体育館アリーナ棟外部改修工事請負契約の締結については、いずれも契約しようとする工事の予定価格が 1 億 5,000 万円以上であることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号、及び、魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める事案に該当するため提案するものであります。

続きまして、事件番号 17 番、四日町排水ポンプ場土木工事請負契約の変更につきましては、魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に規定する契約に係る変更を行うにあたり、変更金額が、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項として指定された 1,000 万円を超える金額となることから、議会の議決を求める事案に該当するため提案するものであります。

続きまして、市長提出の報告事件として、11 件についてご説明申し上げます。

事件番号 1 番、令和 3 年度魚沼市一般会計継続費の精算につきましては、令和 3 年度をもって事業が終了した継続費設定事業について、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。なお、今回は、一般会計において、平成 30 年度から 4 箇年度にわたって継続費を設定して実施しました細野橋解体撤去事業が令和 3 年度をもって終了しましたので、これに係る精算報告であります。

次に、事件番号 2 番の魚沼市水道事業会計継続費の精算につきましては、令和 2 年度から 2 箇年度にわたって継続費を設定して実施しました越又浄水場浄水設備更新事業が令和 3 年度をもって終了いたしましたので、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

次に、事件番号 3 番から、事件番号 9 番までの 7 件につきましては、いずれも、地方自治法施行令第 152 条に規定する法人として、市が資本金等の 50% 以上を出資している法人等の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき報告するものであります。今回報告する法人であります。事件番号 3 番、一般財団法人魚沼市医療公社、事件番号 4 番、奥只見観光株式会社、事件番号 5 番、株式会社ほりのうち、事件番号 6 番、一般財団法人魚沼市地域づくり振興公社、事件番号 7 番、株式会社ユピオ、事件番号 8 番、株式会社神湯温泉倶楽部及び事件番号 9 番、長岡地域土地開発公社の 7 社であり、いずれも決算認定の総会日程の関係で、前回の議会までに経営状況の報告ができなかったことから、今回の議会におきまして、報告をさせていただくものであります。

続きまして、事件番号 10 番、健全化判断比率につきましては、地方公共団体財政健全化法第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 つの健全化判断比率を、監査委員の意見書を付して議会に報告するものであり、その次の事件番号 11 番、資金不足比率につきましては、地方公共団体財政健全化法第 22 条第 1 項の規定に基づき、工業団地造成事業特別会計、病院事業会計、ガス事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の公営企業会計等 5 つの会計の資金不足比率を、監査委員の意見書を付して議会に報告するものであります。説明につきましては、以上です。

富永委員長 説明が終わりましたので、これから質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。ただいま

説明のあった市長提出事件については、これを受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、市長提出事件については受けることに決定しました。

次に、議長提出・受付事件について説明を求めます。

佐藤議会事務局長 (資料「令和4年第3回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」により説明)

富永委員長 それでは、ただいまの議長提出・受付事件について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。議長提出・受付事件については、これを受けることにしたいと思います。ご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、議長提出・受付事件については受けることに決定しました。

次に、(2)付議事件の取扱いについてを審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 (資料「令和4年第3回魚沼市議会定例会付議事件一覧」の取扱(案)について説明)

富永委員長 ただいまの説明について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。事務局長の説明のとおり取扱いとすることで、ご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

次に、ウ、急施事件の取扱いについて議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情については、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを協議することとします。

富永委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

(2) 令和3年度魚沼市各会計決算の審査について

富永委員長 日程第2、令和3年度魚沼市各会計決算の審査についてを議題といたします。

議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 (資料「令和3年度魚沼市各会計決算の審査について(案)」について説明)

富永委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。

渡辺委員 今回、詳しく調べたいところがありまして、決算審査に当たって資料請求をしたいと思っています。今、資料請求についてはどうなっていますか。資料もたくさんになりますし、本当に情報公開請求がいいのかなと思ったりもしますのでせめて、この決算審査、予算審査だけでも資料請求という形にならないものではないでしょうか。

富永委員長 現在のところは情報公開請求で文書で総務政策部へ提出することになっていますので、それをここで決められるのか私も疑問に思いますので、皆さんのご意見を聞かせていただきます。ここでしばらくの間休憩します。

休 憩 (10:26)

(休憩中に懇談的に意見交換)

再 開 (10:29)

富永委員長 休憩を解き、会議を再開します。先ほど渡辺委員から決算審査について資料を請求したいので、取扱いをお願いしたいという話がありましたが、今までの通例に従い、本人から情報公開請求をしてもらうということで、そのように、この場では決したいと思います。ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。お諮りします。審査方法については、令和3年度の会計決算の審査について(案)のとおりとし、令和3年度会計決算審査の方法につきましては、議会事務局長の資料説明のとおり、決算審査特別委員会を設置して審議することとし、質疑については通告制として、通告期限を9月8日木曜日、正午とすることでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。ここでしばらくの間休憩します。

休 憩 (10:30)

(休憩中に懇談的に意見交換 正副委員長の互選について協議)

再 開 (10:34)

富永委員長 休憩を解き、会議を再開します。

(3) 閉会中の所管事務調査について

富永委員長 日程第3、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出をしたいと思えます。ご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長宛て申し出を行うことに決定しました。

(4) 議員派遣について

富永委員長 日程第4、議員派遣についてを議題といたします。

佐藤議会事務局長 (資料「議員派遣の件」について説明)

富永委員長 ただいまの説明に質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。閉会中に議員派遣を議長発議により行うことにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

(5) その他

富永委員長 日程第5、その他を議題といたします。議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 本会議における課長等の答弁についてです。新型コロナウイルスにいつ誰が感染するかわからない状況となっております。そこで、本会議における説明に支障が出ないように、説明員として出席を要求します部長級職員が感染等で出席できない場合、必要に応じて担当課長が出席し、答弁することを本定例会に限り可能とすることについてお諮りするものであります。魚沼市議会の議会運営に関する申合せ第53、説明のための議場出席者の範囲は、市長及び行政委員会の長などのほか、原則としてこれらの者から委任又は委嘱を受けた部長職及び副部長職の者とする。とあります。また、委員会条例では、委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経なければならないということで、職の指定をしていません。委員会では、現在は招集通知に課長を入れ、出してもらうように対応しています。

今回、感染が非常に広まって市職員も感染していますのであくまで説明に不足が出ないようにということで、今回に限りということで考えています。議場で課長が座る席はさほどなく、大勢の課長が出れませんので、あくまで部長が欠席した場合、例えば補正予算等で重要案件がある場合に代わりに質疑を受けていただくという考えです。

また、あくまでも説明員として副部長以上の方に出席要求します。不測の事態のことで、急遽感染が判明した場合、総務政策部長と調整させていただきまして、どうしても必要な方について出席を認めるということでお願いします。

富永委員長 本会議での説明員について、出席を認めている正副部長級職員が欠席されて、審議に支障がある場合は、必要に応じて課長級クラスの職員の出席が可能とするということですが、このことについてご異議はありませんか。(異議なし) 異議がありませんので、そのようにしたいと思います。

本日の議題は以上ですが、執行部からの協議事項はありませんか。(なし) ほかに協議事項等はございませんか。

ここでしばらくの間休憩します。

休 憩 (10:43)

(休憩中に懇談的に意見交換)

再 開 (10:45)

富永委員長 休憩を解き、会議を再開します。ほかにありませんか。(なし) ないようですので、これで本日の会議を終わらせていただきたいと思います。会議録の調製については委員長に一任をお願いします。これで、本日の議会運営委員会は閉会いたします。

閉 会 (10:45)